

「#chuoscape」募集要領

1. 概要

中央区内で撮影した写真や、中央区をモチーフに創作された作品等に、「#chuoscape」のハッシュタグつけて X 又は Instagram に投稿していただく、募集企画です。投稿された中から一部を主に次の用途で使用します。

- ・市報さいたま中央区版令和 8 年 4 月号～令和 9 年 3 月号の表紙・記事面
- ・中央区ホームページ
- ・中央区役所公式 X（ヘッダー写真等含む）

※「#chuoscape」とは、「chuo=中央区」と「scape=景色」を組み合わせて、日常風景や身近な景色に焦点を当て、中央区の隠れた魅力を発見することを目的に、中央区役所公式 X が作成したハッシュタグです。

2. 募集期間

第 1 期 5 月 31 日まで

第 2 期 6 月 1 日～8 月 31 日

第 3 期 9 月 1 日～11 月 30 日

第 4 期 12 月 1 日～令和 8 年 2 月 28 日

※市報さいたま中央区版令和 8 年 4 月号～11 月号及び令和 9 年 3 月号の表紙に活用させていただく作品は、第 1 期から第 3 期までに投稿いただいたものの中から選考します。
市報さいたま中央区版令和 8 年 12 月号～令和 9 年 2 月号の表紙に活用させていただく写真は、第 1 期から第 4 期までに投稿いただいたものの中から選考します。

※期間内に投稿された作品のみ集計します。

※募集時期と使用する時期に時間差がありますので、作品のオリジナルデータを削除しないようご注意ください。

3. 対象

応募資格：どなたでも参加可。

対象写真：中央区内で撮影された、日常の中に隠れた中央区の魅力が感じられる写真
中央区をモチーフに創作された作品（創作物を撮影した写真や、デジタルイラストの画像等）

※区内の風景、イベント、施設、オブジェ等の写真。

※撮影時期は問いません。過去に撮影した写真も投稿可能。

※写真の向きは縦・横どちらでも可。

4. 応募方法

①中央区役所公式 X (ChuoSCPR) 又は中央区役所公式 Instagram (chuoku_saitamacity) をフォローしてください。

②中央区内で撮影した写真、又は中央区をモチーフに創作された作品等に「#chuoscape」のハッシュタグをつけ、X 又は Instagram に投稿してください。写真や作品の説明を記載していただいても構いません。募集期間であれば、何回でも投稿可能です。

※アカウントを非公開に設定している場合は応募の対象外です。応募する場合は、アカウントの設定を公開にしてください。

※アカウントをお持ちでない方は、CD-R のデータや印刷した写真でのご参加も受け付けます。(要相談)

5. 選考

応募写真は、選考の上「1. 概要」に記載された用途で随時使用させていただきます。

令和 8 年度市報さいたま中央区版の表紙・記事面に採用された方には、X 又は Instagram のダイレクトメッセージでご連絡させていただきますので、予めご了承ください。

※選考の経過及び結果、選考基準等、使用写真の決定に関する問い合わせには一切回答しません。

※中央区役所公式 X 又は Instagram をフォローし、「#chuoscape」のハッシュタグをつけて投稿された写真は、概要に記載された用途に使用してよいものと判断し、投稿者への写真利用許諾申請や使用する旨の連絡等はしません。

※中央区役所公式 X 又は Instagram のフォローを外されると、連絡が取れなくなる場合がございますので、フォローは外さないようお願いします。

6. 禁止事項

次の各号に該当すると中央区役所コミュニティ課が判断した投稿がなされたときは、投稿者に断りなく、応募を拒否する場合があります。

- (1)法律、法令等に違反する内容、または違反する恐れがある内容
- (2)特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3)政治、宗教活動を目的とするもの
- (4)著作権、商標権、肖像権など市または第三者の知的所有権を侵害する恐れのあるもの
- (5)広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6)人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7)公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (8)さいたま市中央区を含む他者になりすますもの

- (9)虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (10)本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーを害するもの
- (11)わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12)Xの利用規約に反するもの
- (13)その他、他人に不利益を与えるなど、中央区役所コミュニティ課が不相当と判断したもの

7. その他

- ・投稿写真は、投稿者本人が撮影した単写真のみ（組み写真、動画は不可）とします。
- ・投稿写真を使用する際に、投稿時点でのアカウント名又はユーザー名、撮影地等を記載する場合があります。
- ・他のコンテスト等との重複応募は、当落の有無を問わずできません。
- ・写真の撮影は、安全とマナーに十分配慮し、公に撮影しても良い場所で行ってください。特に、公共の場所以外で撮影する場合は、事前に必ず所有者の承諾を得てください。
- ・人物が明確に映っている写真の場合、区において人物にぼかし加工をする場合があります。ぼかし加工を希望しない場合は、事前に本人（未成年の場合は保護者）に承諾を得ることを応募条件とします。
- ・応募した写真の著作権は応募者に帰属しますが、応募者は、さいたま市及び中央区に対し、「著作者人格権を行使しないこと」※1をご了承ください。
- ・上記の注意事項に反して応募し、被写体の著作権や肖像権を侵害するような事態（トラブル）が発生した場合、さいたま市及び中央区は責任を負いません。特に、「1. 概要」に基づき写真を使用した結果、さいたま市及び中央区または第三者との間に紛争が生じた場合は、応募者の責任と費用負担によって解決していただきます。
- ・本企画の応募等に必要な通信料等は、応募者負担となります。
- ・投稿する際は、「さいたま市中央区役所 X(旧 Twitter)運用方針」及び「さいたま市中央区役所 Instagram 運用方針」をご確認の上、遵守してください。

※1 応募作品に対して、さいたま市及び中央区が「文字入れ」や「トリミング」、「ぼかし」などの加工を行う場合においても応募者としての権利は主張できません。

8. 問合せ

中央区役所コミュニティ課 TEL：048-840-6021 FAX：048-840-6161